

「水防災情報等の普及啓発コンテンツ制作及び インターネットを通じた普及啓発活動」への協力に係る公募要領

水管理・国土保全局の提供する各種情報やそれに関連する知識を幅広くわかりやすく社会に浸透させ、水防災情報等の普及・啓発に寄与していくため、普及啓発に利用する図や動画のコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の制作とインターネットを通じた普及啓発活動にご協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を以下のとおり募集します。

1 概要

（１）コンテンツ制作について

協力事業者には、水管理・国土保全局監修のもと、水管理・国土保全局が提供している水防災情報等の普及啓発に用いるコンテンツの制作を行っていただきます。制作するコンテンツの内容・形式・分量は、水管理・国土保全局と調整のうえ決定します。制作したコンテンツは、水管理・国土保全局及び協力事業者のクレジットを明記した状態で、水管理・国土保全局や協力事業者が行う普及啓発活動に利用するとともに、広く無償での第三者利用を認めるものとします。

（２）インターネットを通じた普及啓発活動について

協力事業者には、制作したコンテンツを使い協力事業者が運営するWEBサイト等のインターネット上のサービスを用いて普及啓発活動を行っていただきます。普及啓発活動に用いるサービスについては、制作したコンテンツごとに水管理・国土保全局へ事前に提案いただくものとします。

（３）公募について

協力事業者は、コンテンツ制作に関する提案内容、過去のコンテンツの制作実績、過去の普及啓発活動の実績等に基づき審査のうえ決定します。詳細は、別紙「募集するコンテンツの制作等に求められる要件等について」をご確認ください。

2 スケジュール

5月17日	公募開始
6月28日	申込書提出期限
7月 中旬	審査結果を通知し、以降、コンテンツ制作に向けた取組を開始

3 応募資格

- （１）法人であること。
- （２）国土交通省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （３）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 応募の手続き

(1) 提出書類

所定の書式により提出していただきます。詳細は、問合せ先（10項）までお問合せください。なお、使用する言語は日本語に限ります。

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る）、宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る）、電子メールのいずれかとします。

(3) 提出期限

令和6年6月28日（金）15時（日本時間）

(4) 提出先

問合せ先（10項）担当者まで提出してください。

5 同意書の提出

申込書提出時に、別途示す要件の遵守等に係る同意書を提出いただきます。

6 費用負担

本公募への応募に係る費用及びコンテンツ制作や協力事業者による普及啓発活動に要する費用等については、各事業者にご負担いただきます。

7 制作したコンテンツの利用

水管理・国土保全局が提供する各種サービスや第三者利用における、制作コンテンツの使用頻度及び種類については、水管理・国土保全局に一任いただきます。

ただし、協力事業者が運営する各種サービスにおける普及啓発活動における、制作コンテンツの使用頻度や規模については、協力事業者に一任します。

8 著作権の帰属

制作したコンテンツにおける著作権は、協力事業者に帰属されるものとします。

9 審査及び結果通知等

(1) 応募のあった事業者の中から、協力事業者を選定します。選定は、応募資格を満たしているか確認するとともに、提出書類の内容等に基づき審査します。

(2) 応募された内容を確認するため、書類提出後、担当者へのヒアリングや電子メール等により確認を行う場合があります。

(3) 協力事業者として選定する場合は、選定結果を審査完了後速やかに通知します。

10 問合せ先

応募にあたり、本サービスに求める要件のほか、確認事項がある場合には、以下の問合せ先までご連絡ください。

担当者：水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室 成島、柴田

電話番号：03-5253-8111（内 35392、35396）

E-mail : hqt-water_disaster_contents[at]gbx.mlit.go.jp¹

所在地 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

¹ [at]を@に変換すること。なお、本メールアドレスは本件専用であり、公募終了後は廃止する。